

お知らせ

長寿のお祝い

福祉健康課

皆さんの長寿をお祝いする「敬老会」と「敬老のつどい」を開催しますので、ぜひお出かけください。
「敬老のつどい」は地域により、午前または午後の開催となります。対象者には8月中旬に案内状を送付しました。

区分	該当者	月日(曜日)	時間	地域	会場
敬老会	88歳の方 (大正15年4月2日～ 昭和2年4月1日生まれ)	9月9日(火)	午前11時～	全域	斗倫広 (中川町)
敬老のつどい	75歳以上の方 (昭和15年4月1日以前 生まれ)	9月15日 (月・祝 敬老の日)	午前10時～	笠松地域の一部 (新町の通りより北側) 下羽栗地域	中央公民館 3階大ホール
			午後2時～	笠松地域の一部 (新町の通りより南側) 松枝地域	

【問合先】福祉健康課

お願い

家屋を取り壊したときは届け出を

税務課

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって税負担が軽減されます。
土地や家屋の用途変更があったときは、次の届け出をしてください。
特に家屋を取り壊したときには、「家屋取壊届出書」を提出してください。家屋を取り壊しても届け出がないと、取り壊したことを把握するのが困難な場合が多く、誤って課税する原因にもなりますので、必ず届け出をしてください。

●届け出が必要な時とその届出書など

こんなとき	届け出をする必要がある人	届出書の名称
(1) 家屋を新築または増築したとき (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	家屋の所有者	新築住宅に関する固定資産税の減額申請書 未登記家屋取得届出書
	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	
(4) 家屋の用途を変更したとき (例 店舗を住宅に変更など)	家屋の所有者	住宅用地認定申告書
	土地の所有者	
(5) 家屋が災害などの理由により滅失または損壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書 固定資産税減免申請書
	土地の所有者	被災住宅用地の特例適用申告書

【問合先】税務課

特別養護老人ホーム銀の郷へようこそ

社会福祉法人 徳雲会
地域密着型
小規模特別養護老人ホーム

銀の郷

岐阜県羽島郡笠松町美笠通3丁目8-1
TEL058-388-2150

入居者様募集中!



ごみの処理は(株)野々村商店に!!

株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業 岐阜市則松2丁目157番地
(笠松町許可) TEL 058-239-9921

産業廃棄物収集運搬処理業 瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030